

仙台市障害者保健福祉計画

[平成24~29年度]

第3期仙台市障害福祉計画

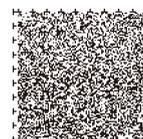
[平成24~26年度]

概要版

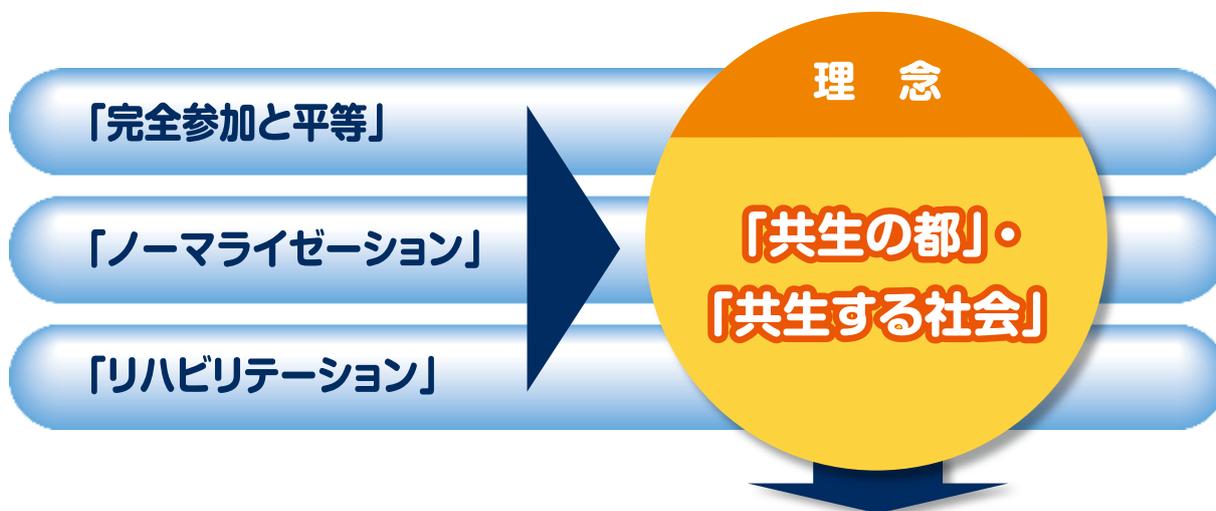


音声コードは視覚障害のある方や高齢の方の情報ツールです。

仙台市



基本目標及び基本方針



[基本目標]

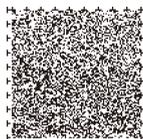
誰もが互いに尊重し，支え合いながら，生きがいを持って，自立した生活を送ることができるまち・仙台の実現

[基本方針]

- (1) 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進
- (2) 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実
- (3) 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備
- (4) 就労や社会参加による生きがいづくり
- (5) サービスの充実と質の向上

視 点

- (1) 自分らしく生き生きと生活する
障害の有無にかかわらず，自分の意思に基づき，自立した生活ができるようなサービスや支援の提供等
- (2) 地域でともに支え合い，安心して暮らす
様々な関係機関や団体等が連携・協力し，障害のある方も含め，地域全体として支え合いながら，安心して生活できる環境づくり
- (3) 生きがいをもって社会で活動・参加する
障害のある方が，社会を構成する一員として，就労やスポーツ，文化活動など，あらゆる分野において，その活動が確保され，自己実現に向けて取り組める社会環境の整備



施策体系

1 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進

- (1) 市民理解と相互交流の促進
- (2) 障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進

2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実

- (1) 相談支援体制の強化
- (2) 障害児に対する支援の充実
- (3) 障害特性等に対応した支援の充実
- (4) 保健・医療の推進

3 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備

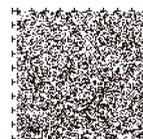
- (1) 地域で生活していくための環境整備
- (2) 誰もが生活しやすいまちづくりの推進
- (3) 震災を踏まえた災害対応の強化

4 就労や社会参加による生きがづくり

- (1) 多様な就労による生きがづくり
- (2) 障害者就労支援体制の充実
- (3) スポーツ・文化・芸術活動への支援
- (4) 障害者自身による主体的な社会的活動支援

5 サービスの充実と質の向上

- (1) サービスを選択できる環境の整備
- (2) 人材の育成・確保



重点プロジェクト

緊急に取り組むべき施策や重点的に取り組むべき課題に対応するため、次の5つを「重点プロジェクト」とします。

(1) 震災からの復興施策の推進

- ・震災を教訓とした災害時等における障害のある方への支援体制の充実
- ・被災した障害者支援施設等の復旧や「こころのケア」の対応強化
- ・きめ細かな支援を提供するための相談支援体制の強化

(2) 障害児への支援の充実

- ・学校・施設等関係機関の連携による幼児期から成年期まで一貫した支援の推進
- ・生活の基礎が培われる時期である就学前の療育体制の強化
- ・放課後等デイサービスなどの放課後の居場所づくりの推進

(3) 就労支援体制の推進

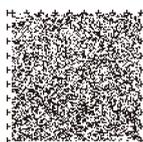
- ・関係機関のネットワークによる職業能力開発等や福祉的就労の充実
- ・企業に対する広報や就労機会創出の働きかけ等総合的な就労支援

(4) 精神障害者への施策の充実

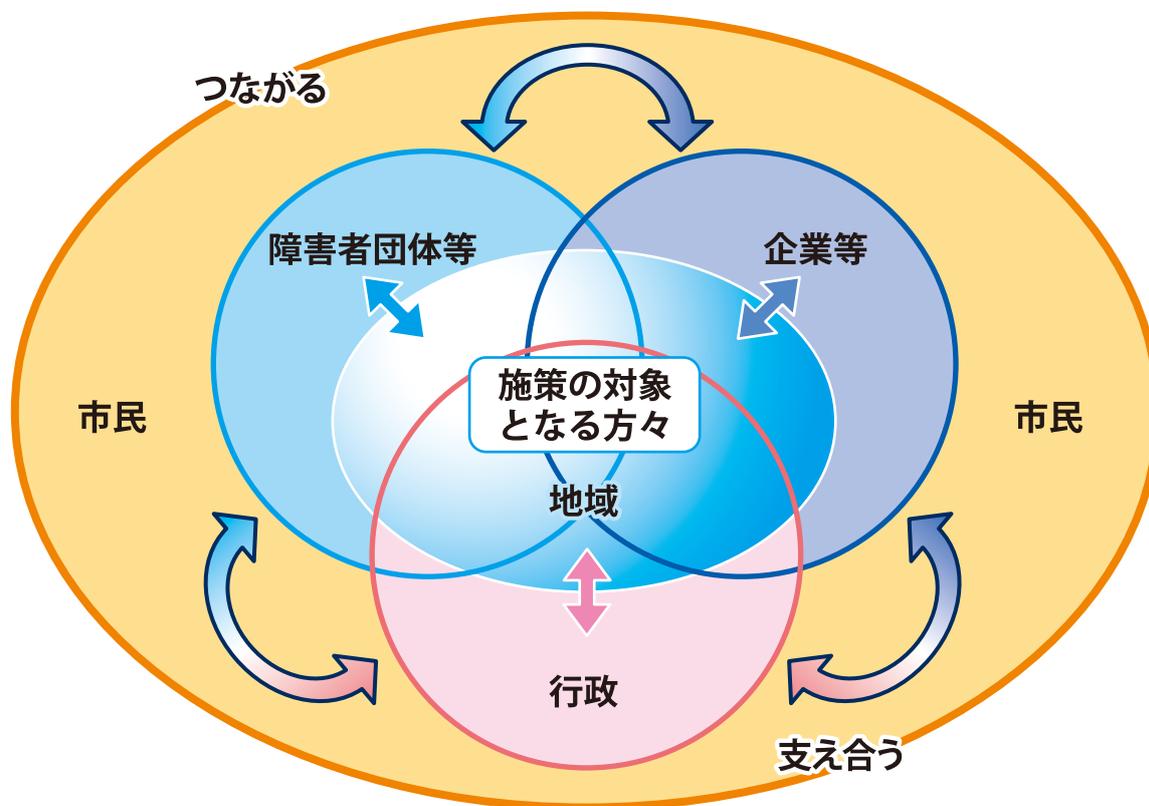
- ・精神疾患・精神障害に関する理解の普及啓発
- ・精神科救急システムの整備
- ・退院や地域移行の支援、就労支援施策との連携などによる施策の充実
- ・重症化の予防や様々な精神症状への的確な対応のための早期発見・早期支援

(5) 障害の重度化・多様化への対応の強化

- ・重い障害のある方の地域生活のためのサービス提供や社会参加などの推進
- ・発達障害や難病患者等様々な障害のある方に対する就労や相談などの支援の充実

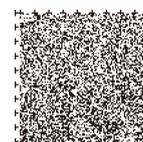


計画の推進



計画の推進にあたっては、行政はもちろんのこと、障害者団体等、企業等、地域、市民等、各主体の連携・協調のもと、震災からの復興に向けたまちづくりを推進しながら、障害の有無にかかわらず誰もが安心して地域生活ができるような支援体制の整備を進め、社会全体で障害のある方を包み込み、自立と社会参加等を支援していきます。

また、本市の厳しい財政状況や社会情勢の変化等に応じ、必要な見直し等を行い、施策の重点化を図るとともに、仙台市障害者施策推進協議会において、継続的に計画の進捗状況を点検・評価し、見直しや次期計画に反映させていきます。



第3期障害福祉計画における障害福祉サービスの数値目標 [平成24年度～26年度]

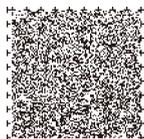
障害のある方の自立支援の観点から、施設から地域生活への移行や就労支援といった主要な課題に対応するため、国の基本指針に即すとともに、本市における第1期計画及び第2期計画期間中の実績等を踏まえて数値目標を設定します。

①施設の入所者の地域生活への移行

項目	第3期計画 数値目標	第2期計画 数値目標	22年度実績 (累計)
施設入所者の地域生活への移行者数	275人	172人	17人 (143人)
施設入所者数	517人	591人	597人

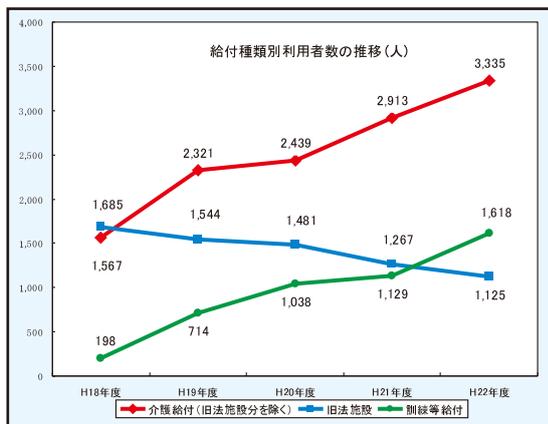
②福祉施設から一般就労への移行

項目	第3期計画 数値目標	第2期計画 数値目標	22年度実績
福祉施設から一般就労への移行者数	100人	76人	91人
就労移行支援事業利用者数	628人	—	—
就労継続支援(A型)利用者割合	15.0%	—	—

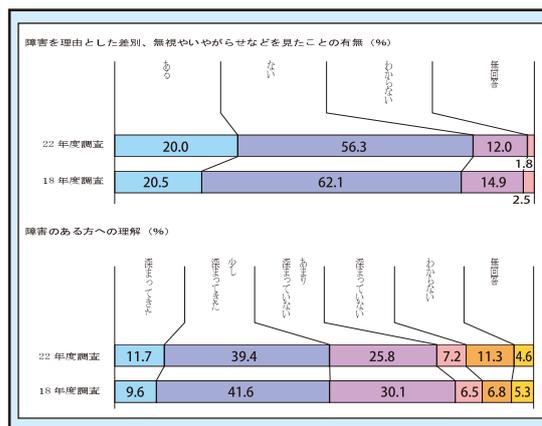
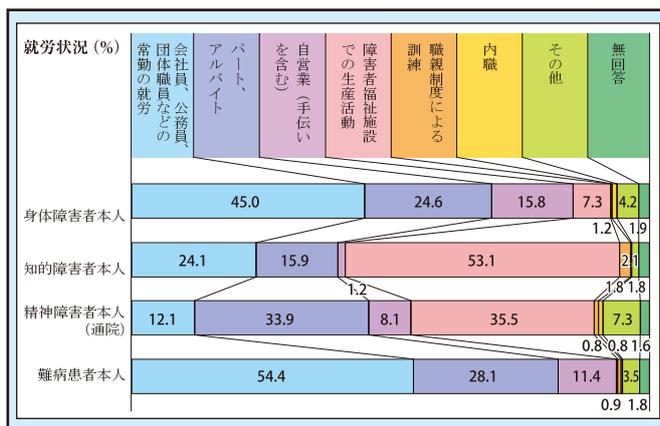


障害のある方を取り巻く現状と課題

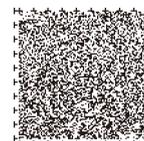
- (1) 障害手帳所持者数、障害福祉サービスの利用者は年々伸びており、今後も同様と見込まれます。また、「障害者」の範囲は拡大し、これにあわせた施策の推進が求められています。
- (2) 障害のある方やその家族の高齢化が進んでおり、ライフ・ステージに応じた、きめ細かな支援が必要となっています。



- (3) 就労状況では、身体障害や難病の方については常勤が多いものの、知的障害や精神障害のある方は福祉施設での生産活動の割合が高く、また、収入に対する不満が多いなど、障害の特性や状態に応じた支援が必要となっています。
- (4) 障害のある方に対する差別や理解の状況について、大きな変化はみられず、権利擁護とその推進が一層必要となっています。



- (5) 本市財政が厳しさを増す一方、ニーズの増加や多様化に対応するため、事業を検証し、必要に応じた見直しを行いながら、緊急性や重要性に応じた施策の展開が求められています。
- (6) 震災からの復興を進める中、被災者の心のケア等の支援を行いながら、災害があっても安全に安心して暮らすことができるような防災対策等を講じていく必要があります。



計画策定の趣旨と位置づけ

仙台市では、障害者制度が大きく変化する過渡期である現在、改革の方向性を見据えながら、これまでの施策の達成状況等をふまえつつ、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復興を推進し、障害の有無にかかわらず誰もが安全に安心して生活できるまちの実現に向け、新たな「障害者保健福祉計画」及び「第3期障害福祉計画」を策定しました。

「障害者保健福祉計画」は、「仙台市基本計画」及び「仙台市震災復興計画」をふまえながら、本市の他計画と連携し、保健福祉をはじめとした様々な分野にわたる障害のある方に関する施策を総合的に推進するための計画であるとともに、障害者基本法の市町村障害者計画として位置づけます。

第3期「障害福祉計画」は、障害者自立支援法に定める障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として策定するとともに、障害者保健福祉計画の前期3年間の障害福祉サービス等の提供に係る実施計画として位置づけます。

「障害者」とは

心身の機能に障害があり、障害と「社会的障壁」により、継続的に日常生活や社会生活に相当の制限を受ける状態にある方です。

「社会的障壁」とは

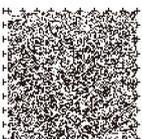
障害のある方が生活をしていくうえで、障壁となる事物や制度、慣行などその他一切のものです。

(障害者基本法より)

仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画

平成24年3月

編集・発行／仙台市健康福祉局健康福祉部障害企画課
仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
電話番号 022-214-8163
F A X 022-223-3573
E-mail fuk005330@city.sendai.jp



表紙の作品 「祭」……………斎藤 大輝さん 「願いを込めて…」…加藤 広美さん
「雨上がりの「大池」ハス」…瀬尾 和子さん 「季節の花」……………矢沢 歩美さん
「絆」……………小松喜久恵さん